

## 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託 公募型プロポーザル

## 質問回答書（資格要件以外に関するもの）

No.	書類名	頁	項目	質問内容	回答
1	公募要領	P11	第4 公募方法 4. 募集に関する事項（4）提出書類	<p>2 参加表明及び参加資格確認申請時の提出書類には、2-8 参考見積書は10部と記載がありますが、別添資料6「1. 提出書類等に関する事項（3）参加資格確認申請時の提出書類」には、エ 参考見積書は（様式2-8）と（様式2-8）写しの2部提出との記載となっております。</p> <p>参考見積書の部数は、どちらに合わせてご用意すればよろしいでしょうか。参考見積書の提出が10部の場合、正本、写し、副本の内訳をご教示ください。また、正本、副本2部提出の場合、写しを副本の方に綴じて提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>参考見積の部数は10部とします。内訳については、別添資料6 P14の（4）作成上の留意事項の4点目に記載のとおり、「正本1部、副本1部、写し8部」です。</p> <p>なお、写し8部については、それぞれ一式ごとにホチキス等でまとめて提出してください。</p>
2	公募要領	P11	第4 公募方法 4. 募集に関する事項（4）提出書類	<p>提出書類の書面及び電子データを保存したCD-R等は、正本・写し・副本のすべての資料を参加表明書等提出以降、それぞれ提出した時点で作成し、提出すればよろしいでしょうか。</p> <p>もしくは、第二次審査書類提出時に、参加表明書等提出以降のすべての資料を収めて提出すればよろしいでしょうか。</p>	<p>電子データを保存したCD-R等については、公募要領P13の（10）提出書類データについてに記載のとおり、参加表明書等提出時から二次審査書類提出時までに提出したすべての資料データを格納したものを、二次審査書類提出時に提出してください。参加表明書等提出時点でのCD-R等の提出は不要です。</p>
3	別添資料 1 仕様書	P3	（3）図書に係る提案、助言及び意図伝達等	<p>「図書」とありますが、「図書館機能」を示しているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりですが、「図書」そのものの提案、助言及び意図伝達等を含めた図書館機能を示します。</p>

4	申請様式一式	P3	1. 提出書類等に関する事項(3)参加資格確認申請時の提出書類	(3)に「該当する法人等ごとにとりまとめてください」とあり、様式2-7にも「法人ごとに本様式を作成し、提出してください」とありますが、構成企業における業務責任者はあくまで構成企業の担当する業務の責任者という認識でよろしいでしょうか。その場合、構成企業の責任者・担当者も実績のあるものしか記載できないでしょうか。あるいは、グループで1枚提出ということでしょうか。その場合は、業務担当者について、構成企業から配置することは可能でしょうか。	様式2-7は法人ごとに作成・提出してください。グループ全体で1枚にまとめて提出することはできません。 グループで応募する場合における当該グループの代表企業又はその構成員の業務責任者及び業務担当者は、各企業が担当する業務範囲において、その業務を適切に遂行できる者として記載してください。なお、業務責任者及び業務担当者については、グループで応募する場合における当該グループの代表企業又はその構成員それぞれの担当業務において配置することが可能です。
5	申請様式一式	P4	1. 提出書類等に関する事項(4)作成上の留意事項	提出部数の内訳について、部数が10部と記載される書類は、正本1部、副本1部、写し8部とありますが、副本は正本の社名を伏せたもの、写しは様式番号に(写し)とある書類を8部用意するということがよろしいでしょうか。	副本は原本の写しであり、正本と同一の内容のものであるため、社名を伏せないものとなりますが、それ以外はお見込のとおりです。
6	申請様式一式		(様式2-5)添付資料提出確認書の2	「連結財務諸表がある場合はそれを含む」とございますが、弊社は、連結決算の貸借対照表及び損益計算書を作成しておりませんが、親会社の連結決算に含まれておりますので親会社の連結貸借対照表、連結損益計算書の提出が必要でしょうか。	連結財務諸表については、作成している場合に提出を求めるものであり、作成していない場合、提出は不要です。 また、親会社の連結財務諸表については、貴社が当該連結財務諸表の作成主体でない場合には提出の必要はありません。
7	申請様式一式		(様式2-5)添付資料提出確認書の5	「5 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書」は、法人税、消費税及び地方消費税に未納が無い証明(その3の3)の電子版を出力したものでよろしいでしょうか。	法人税、消費税及び地方消費税の納税確認については、「未納がないことの証明書(納税証明書(その3の3))」の提出をお願いします。 なお、当該証明書は税務署発行の原本のほか、e-Taxにより発行された電子納税証明書(その3の3)についても、QR

					コードの記載がある等、真正性が確認できるものに限り提出可能とします。単なる PDF の出力や写しのみでは証明書として認められません。
8	申請様式一式		(様式 2 - 5) 添付資料提出確認書の 6	「6 法人登記簿本の写し」について、弊社は現在、法務局に取締役重任の登記申請中であるため、6月2日の第一次審査資料の提出期限までに登録が完了せずに当該資料の提出ができない可能性があります。その場合は登録完了後速やかに書類を提出することよろしいでしょうか。	一部事項証明書など法人格を有することを確認できるものを提出し、登記完了後速やかに法人登記簿本の写しを提出してください。 なお、業務委託契約の締結時にはそれが準備できている必要があります。